

四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第74号

四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成3年四日市市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(標識の設置期間)</p> <p>第9条 中高層建築物に係る標識の設置期間は、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は<u>法第18条第2項若しくは第4項</u>に規定する計画の通知の手続をしようとする日の少なくとも30日前から、法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項に規定する完了検査申請書又は<u>法第18条第20項若しくは第23項</u>に規定する工事完了通知書を提出した日までの間とする。</p> <p>2 工作物に係る標識の設置期間は、法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は<u>法第18条第2項若しくは第4項</u>に規定する計画の通知の手続をしようとする日の少なくとも15日前から、法第88条第1</p>	<p>(標識の設置期間)</p> <p>第9条 中高層建築物に係る標識の設置期間は、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は<u>法第18条第2項</u>に規定する計画の通知の手続をしようとする日の少なくとも30日前から、法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項に規定する完了検査申請書又は<u>法第18条第5項</u>に規定する工事完了通知書を提出した日までの間とする。</p> <p>2 工作物に係る標識の設置期間は、法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は<u>法第18条第2項</u>に規定する計画の通知の手続をしようとする日の少なくとも15日前から、法第88条第1項において準用</p>

項において準用する法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項に規定する完了検査申請書又は法第18条第20項若しくは第23項に規定する工事完了通知書を提出した日までの間とする。ただし、当該手続の必要のないものにあつては、工事着手の少なくとも15日前から工事の完了した日までの間とする。

する法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項に規定する完了検査申請書又は法第18条第5項に規定する工事完了通知書を提出した日までの間とする。ただし、当該手続の必要のないものにあつては、工事着手の少なくとも15日前から工事の完了した日までの間とする。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)